

総務企画委員会議事日程表

日 時 : 令和7年9月16日(火) 午前10時

場 所 : 市議会委員会室

議事	種 別	番号	件 名	摘 要
1	議 案	45	製造請負契約締結について（救助工作車Ⅱ型機装）	P. 22
2	議 案	46	財産取得について（災害用備蓄物品（自動ラップ式トイレ））	P. 24
3	議 案	47	和泉市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例制定について	P. 26
4	議 案	48	和泉市職員旅費条例及び和泉市実費弁償条例の一部を改正する条例制定について	P. 33
5	議 案	49	和泉市議会議員及び和泉市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例及び和泉市議会議員及び和泉市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 45
6	議 案	61	令和7年度和泉市一般会計補正予算（第3号）【総務企画所管分】	P. 91

分 割 付 託 案 件 内 訳

※ 議案第61号 令和7年度和泉市一般会計補正予算（第3号）

○歳入

○歳出のうち

2 款 総務費

12 款 諸支出金

○債務負担行為補正

旧消防本部庁舎除却事業

○地方債補正

防災施設整備事業

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

出席委員（８名）

委 員 長	埀 田 英 伸	副 委 員 長	谷 上 昇
委 員	森 久 往	委 員	スペル・デルフィン
委 員	阿 部 博	委 員	遠 藤 隆 志
委 員	小 林 昌 子	委員（議長）	関 戸 繁 樹

欠席委員（なし）

オブザーバー（１名）

副 議 長 吉 川 茂 樹

説明のため出席した者の職氏名

市 長	辻 宏 康
副 市 長	森 吉 豊
副 市 長	並 木 敏 昭
危 機 管 理 部 長	堀 勇 樹
市 長 公 室 長	前 田 正 和
総 務 部 長	土 本 修 一
会 計 管 理 者	田 中 靖 晃
行 政 委 員 会 総 合 事 務 局 長	森 博 紀

備考 各次長級以下の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	井 阪 弘 樹	総 務 課 長	上 岡 繁
総務課長補佐	大 西 摩紀子	総務課議事調査係総括主査	西 垣 聡
総務課議事調査係主事	香 山 幸 輝		

(午前10時00分開会)

◎開会宣告

○埤田英伸委員長 おはようございます。

委員の皆様には御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席委員は全員出席しておりますので、これより総務企画委員会を開会いたします。



◎市長挨拶

○埤田英伸委員長 それでは、ここで市長の挨拶を願います。

辻市長。

○辻 宏康市長 皆様、おはようございます。

総務企画委員会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

埤田委員長、谷上副委員長はじめ委員皆様方には御出席をいただき、また、吉川副議長には御臨席をいただいておりますことに心から厚くお礼を申し上げます。

本日は、危機管理部、市長公室、総務部、会計室、議会事務局及び行政委員会に関連いたします所管事項のうち、本委員会に付託されました諸議案を御審査いただきます。

案件の内容等につきましては、各担当より御説明申し上げますので、何とぞよろしく御審査の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

以上、誠に簡単でございますが、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○埤田英伸委員長 市長の挨拶が終わりました。



◎委員会審査

○埤田英伸委員長 それでは、議事に入ります。

本日の案件は、お手元に御配付の議事日程表のとおり、過日の本会議で本委員会に付託さ

れました議案の審査をお願いいたします。

なお、理事者の方に申し上げます。発言の際には、必ず委員長の許可を得た後に、職、氏名を述べ、答弁願います。



◎議案第45号 製造請負契約締結について（救助工作車Ⅱ型艀装）

○埤田英伸委員長 議事第1、議案第45号 製造請負契約締結について（救助工作車Ⅱ型艀装）を議題といたします。

議案の説明を願います。

土本総務部長。

○土本修一総務部長 総務部長の土本です。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第45号 製造請負契約締結について、その内容を御説明申し上げます。

議案書の22ページをお願いいたします。

本案件は、製造請負契約を締結するに当たり、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の御議決をお願いするものでございます。

その内容でございますが、契約の目的は救助工作車Ⅱ型艀装、契約の方法は指名競争入札、契約金額は1億8,994万8,000円、契約の相手方は株式会社モリタテクノス関西営業所、所長、木谷孝司と契約しようとするものでございます。

続いて、23ページの参考資料をお願いいたします。

救助工作車Ⅱ型艀装概要でございますが、請負内容は救助工作車Ⅱ型の艀装、4ドア、4輪駆動方式、総重量12トン未満、エンジン出力240馬力以上、装備品はウインチ装置、照明装置及びクレーン装置となっております。契約期間は、御議決をいただきました日から令和9年3月12日まででございます。納車場所は、和泉市消防本部でございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第45号 製造請負契約締結についての説明を終わらせていただきます。

○埤田英伸委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第45号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。



◎議案第46号 財産取得について（災害用備蓄物品（自動ラップ式トイレ））

○埤田英伸委員長 議事第2、議案第46号 財産取得について（災害用備蓄物品（自動ラップ式トイレ））を議題といたします。

議案の説明を願います。

堀危機管理部長。

○堀 勇樹危機管理部長 危機管理部長の堀です。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第46号 財産取得について御説明申し上げます。

議案書24ページをお願いいたします。

本案件につきましては、市が財産を取得するに当たり、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものです。

取得する財産は、災害用備蓄物品（自動ラップ式トイレ）で、契約の方法は指名競争入札、取得予定価格は5,925万1,500円。

取得の相手方は、三共毛織株式会社、代表取締役、正村策三でございます。

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

議案書25ページに参考資料といたしまして、納入場所、納入期限、取得内容を記載しておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第46号 財産取得についての説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審査の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○埤田英伸委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありませんか。

関戸委員。

○関戸繁樹委員 五月会の関戸です。よろしくお願いいたします。

参考資料、補足資料ですかね、拝見いたしますと、20社程度指名された中で応札が2社ということで、ほぼ辞退ということで、その2社のうち三共毛織さんが取られたということだと思います。

今回、購入されます災害用備蓄品ということで、自動ラップ式トイレとあるんですけども、まずは、このトイレ、どのようなものなのか詳しく教えてください。

○埤田英伸委員長 米田危機管理課長。

○米田尚礼危機管理部危機管理課長 危機管理課長の米田です。

自動ラップ式トイレは、水を使わず熱圧着によって排せつ物を1回ごとに密封し、臭いや菌を漏らさない仕組みとなっており、紙おむつと同様の処理が可能となった災害用トイレです。

以上です。

○埤田英伸委員長 関戸委員。

○関戸繁樹委員 はい、ありがとうございます。

今、説明いただいたんですけども、今回この購入台数が225台ということなんですけども、この数字的な根拠があればお示してください。

○埤田英伸委員長 米田課長。

○米田尚礼危機管理部危機管理課長 危機管理課長の米田です。

購入台数につきましては、大阪府が示す想定避難者数2万2,530人に対し、50人に1台の備蓄が定められており、そのうち府と市で1対1の割合で備蓄することとなっていることから、225台となっております。

以上です。

○埤田英伸委員長 関戸委員。

○関戸繁樹委員 はい、ありがとうございます。

府の定めによって決まったということです。ということは災害時のトイレの購入というのは、ひとまずこれで終了ということになるのでしょうか。

○埤田英伸委員長 米田課長。

○米田尚礼危機管理部危機管理課長 危機管理課長の米田です。

今回購入の災害用トイレは、令和6年に創設されました交付金を活用して購入するもので、災害用トイレの備蓄台数は大阪府が示す基準を満たしております。今後基準の見直しが見された場合は、新たに災害用トイレを購入していくものと考えております。

以上です。

○埤田英伸委員長 関戸委員。

○関戸繁樹委員 はい、ありがとうございます。

今後、基準の変更があれば購入されるということで理解をいたしました。

それで、今回ですけれども、納入場所というのが池上小学校となっておりますけれども、池上小学校に納品された後は、各小学校に備蓄倉庫があるわけですから、そういったところに分配といいますか配っていくということになるのでしょうか。

○埤田英伸委員長 米田課長。

○米田尚礼危機管理部危機管理課長 危機管理課長の米田です。

現在、小・中学校等の指定避難所に設置している防災備蓄倉庫には、約50品目の備蓄品を備蓄していることから、防災備蓄倉庫を整理した後、今回購入の災害用トイレを備蓄していきます。

以上です。

○埤田英伸委員長 関戸委員。

○関戸繁樹委員 はい、ありがとうございます。

今後、各小学校に備蓄していくということでお答えいただいたわけですから、今の答弁の中にもありましたけれども、災害用の品物というのを、今回、池上小学校ということですから、小・中学校の備蓄倉庫以外で保管している場所というものはございますか。

○埤田英伸委員長 米田課長。

○米田尚礼危機管理部危機管理課長 危機管理課長の米田です。

公共施設の防災備蓄倉庫は、和泉シティプラザ、北部リージョンセンター、南部リージョンセンター、フチュール和泉、市立総合医療センター、総合スポーツセンター、池上資材センターの7か所に防災備蓄倉庫を設置しております。

以上です。

○埴田英伸委員長 関戸委員。

○関戸繁樹委員 はい、ありがとうございます。

それで、今現在7か所ということでお答えいただいたんですけども、令和9年度に向けて、旧の消防本部の跡地に大規模な災害用の倉庫を建設されるという報告も以前からいただいておりますけれども、この倉庫が完成した際は、現在、点在している備蓄品というものをその倉庫に集約してくると、そういったイメージになるのでしょうか。

○埴田英伸委員長 米田課長。

○米田尚礼危機管理部危機管理課長 危機管理課長の米田です。

新たな防災備蓄倉庫は、令和9年度末に完成予定ですが、公共施設の防災備蓄倉庫の備蓄品全てを備蓄することはできません。市としましては、1か所に全ての備蓄品を集約しておくと、その防災備蓄倉庫が被災した際、機能しなくなるため、公共施設等に分散備蓄を行い、物資の支給体制を構築しております。

以上です。

○埴田英伸委員長 関戸委員。

○関戸繁樹委員 はい、ありがとうございます。

キャパの問題もあろうかと思っておりますけれども、市としては、あえて分散といいますか、リスク回避の観点で戦略的に体制を整えているということが分かりました。

それで、避難所でのトイレにつきましてですけども、以前はトイレトレーラー等の提案もしたこともございますけれども、当時はそれではなく、市としてはマンホールトイレを進めていくというふうな方針だったかと記憶をしております。実際、今年、昨年と久井町で実施されました自主防災訓練の際にも、危機管理の職員さんが来ていただいてマンホールトイレの設置についてのアドバイスとかお手伝いをしていただいたかなというふうに思っておりますけれども、そんな中、今回、ラップ式のトイレということで大阪府の基準ということでございましたが、今後、それではこのマンホールトイレというのはもう廃止していくという方向なんでしょうか、教えてください。

○埴田英伸委員長 米田課長。

○米田尚礼危機管理部危機管理課長 危機管理課長の米田です。

マンホールトイレは、災害時、隆起などにより使用することができなくなる可能性があります。マンホールトイレの廃止はいたしません、感染予防などを踏まえ、今回購入の災害用トイレにシフトしていく考えであります。

以上です。

○埴田英伸委員長 関戸委員。

○関戸繁樹委員 はい、ありがとうございます。

確かに、マンホールトイレにつきましては、地震によって下水道管等が破断しますと使えなくなるということもございますし、御答弁にありますように、感染予防ということで、より衛生的なものにシフトしていくということで理解をさせていただきました。

それで、今後も新たな備蓄品等、基準等も変わるというふうな流れもあろうかと思えますし、そういった購入もあろうかと思うんですけれども、常々最も気になっておりますのが、災害時には多くの避難所の担当職員さんが現地に行っていただくわけですけれども、その方々が本当に手際よく備蓄品といいますか、そういった物品も、配布も含めて扱えるのかなということが非常に気になっているところです。

そこで、避難所の担当職員さんに対して、講習であるとか訓練といったものを行っているのか教えてください。

○埴田英伸委員長 米田課長。

○米田尚礼危機管理部危機管理課長 危機管理課長の米田です。

備蓄品の取扱訓練といたしまして、避難所担当職員などに毎年訓練を行っております。

以上です。

○埴田英伸委員長 関戸委員。

○関戸繁樹委員 はい、ありがとうございます。

毎年訓練を実施してくれているということですので、有事の際は円滑に避難所の運営、また、設営がされるものと安心をいたしました。実際、多くの方が避難をしてくる状況というのは、ある意味非日常なわけですので、市民の皆様も大変な不安を持って来られるかと思えます。そんな中、市の職員さんが右往左往しておりますとさらに不安を増幅させるということになりますので、訓練を重ねていただきまして有事に備えていただきますようお願いいたします。

それと、この場で一つ要望をさせていただきますけれども、現在、本市におきまして市民

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

への防災対策という点での補助制度は、自主防災といった団体の補助のみかなというふうに理解をしておりますけれども、全国的には各家庭で備えられているような防災用品に対して、一部補助を行っているというところも増えているようでございます。在宅避難という必要性もうたわれることが多くなった中、今後さらに高齢化が進みますと、避難所にまでたどり着くことが困難という状況も増えてこようかと思しますので、こういった家庭への補助制度の創設についても御検討いただきますよう要望いたしまして、質問を終わります。

以上です。

○埤田英伸委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

他に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第46号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。



◎議案第47号 和泉市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例制定について

○埤田英伸委員長 議事第3、議案第47号 和泉市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

議案の説明を願います。

前田市長公室長。

○前田正和市長公室長 市長公室長の前田です。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第47号 和泉市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例制定について、その内容を御説明申し上げます。

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

議案書の26ページを御覧ください。

まず、提案理由ですが、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児に係る部分休業に関して所要の規定の整備を行おうとするものでございます。

27ページを御覧ください。

第1条は、和泉市職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございます。

新旧対照表の第1条から第8条の7までは、字句整備を行うものでございます。

28ページ第10条から29ページ第10条の5までは、現行の部分休業制度を第1号部分休業として位置づけ、新たに第2号部分休業の制度を追加するものでございます。

現行の制度は、1日2時間まで、勤務時間の初めか終わりに取得できるものですが、初めか終わりでなければならない制限を廃止し、勤務時間中のいつでも、毎日2時間まで取得できるように改めます。

また、新たに追加する第2号部分休業は、1日2時間を超える休業もできる制度で、休業できる時間の上限は1年間に付き10日分の勤務時間数を超えない範囲内としております。育児のために毎日休業する必要はない場合に、行事などに合わせて任意の日時に休業ができるもので、職員は第1号か第2号のどちらかを選択することになります。

次に、30ページ、第11条及び第12条は、改正に伴う規定整備でございます。

31ページ、第2条は、和泉市任期付市費負担教育職員の給与等の特例に関する条例一部改正、第3条は、和泉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正で、法改正に伴う字句整備を行うものでございます。

最後に、32ページ、附則第1項は施行期日で、令和7年10月1日から施行し、附則第2項は、令和7年度中における経過措置を定めております。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第47号の説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審査の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○埴田英伸委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別のないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第47号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。



◎議案第48号 和泉市職員旅費条例及び和泉市実費弁償条例の一部を改正する条例制定について

○埴田英伸委員長 議事第4、議案第48号 和泉市職員旅費条例及び和泉市実費弁償条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

議案の説明を願います。

前田市長公室長。

○前田正和市長公室長 市長公室長の前田です。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第48号 和泉市職員旅費条例及び和泉市実費弁償条例の一部を改正する条例制定について、その内容を御説明申し上げます。

議案書の33ページを御覧ください。

まず、提案理由ですが、国家公務員等の旅費に関する法律の改正に準じ、鉄道賃の急行料金の支給に係る距離要件の廃止、日当の廃止及び宿泊手当の新設その他所要の規定の整備を行おうとするものでございます。

34ページを御覧ください。

第1条は、和泉市職員旅費条例の一部改正でございます。

新旧対照表の第3条は、旅費の種類について名称変更等を行うもので、第4条は、今回の改正により規定の必要がなくなるため、削除するものです。

35ページ、第7条は、鉄道賃の急行料金の支給基準について、距離による制限を廃止するとともに、鉄道利用に際して支払う項目を整理して、各号に規定するものでございます。

36ページ、第8条、船賃、第9条、航空賃についても、鉄道賃と同様に利用に際して支払う項目を規定しております。

37ページ、第10条、その他の交通費は、現行の車賃に相当するものですが、より分かりやすく乗合バス、タクシー、レンタカーの項目を規定するものでございます。

38ページ、第11条は、日当を廃止して新設する宿泊手当について定めるものでございます。

39ページ、第12条は、現行の宿泊料に相当する宿泊費及び包括宿泊費について、宿泊費の上限額を1万9,000円と定め、また、移動と宿泊を一体の対価として支払う場合の包括宿泊費について、新たに規定するものでございます。

また、旧の第15条は、今回の改正で不要となり削除するものです。

第13条及び41ページの第14条は、現行の移転料に相当する転居費及び家族移転費の支給基準を定めております。

42ページ、第17条は、遺族の旅費についての規定整備。

43ページ、第19条は、鉄道賃などの旅費は、実費を上限とすることを明示するための規定の追加でございます。

次に、第2条は、和泉市実費弁償条例の一部改正で、新旧対照表の第3条について、日当を廃止することに伴う改正などの規定整備を行うものでございます。

最後に、44ページ、附則第1項は施行期日で、令和8年4月1日から施行し、附則第2項及び第3項は、施行日前の旅行に関する経過措置を定めております。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第48号の説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審査の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○埤田英伸委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第48号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。



◎議案第49号 和泉市議会議員及び和泉市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例及び和泉市議会議員及び和泉市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例制定について

○埤田英伸委員長 議事第5、議案第49号 和泉市議会議員及び和泉市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例及び和泉市議会議員及び和泉市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

議案の説明を願います。

森行政委員会総合事務局長。

○森 博紀行政委員会総合事務局長 行政委員会総合事務局長の森です。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第49号 和泉市議会議員及び和泉市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例及び和泉市議会議員及び和泉市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。

議案書45ページをお願いします。

まず、提案理由でございますが、公職選挙法施行令の一部改正により、国政選挙における公費負担の限度額が引き上げられたことに伴い、和泉市議会議員及び和泉市長の選挙においてもこれに準じ、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、改正の内容でございますが、議案書46ページをお願いいたします。

改正条例第1条の新旧対照表は、和泉市議会議員及び和泉市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正するもので、第4条及び47ページに移りまして、第5条では、選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価につきまして、7円73銭を、8円38銭

に改めるものでございます。

次に、議案書47ページの、改正条例第2条の新旧対照表は、和泉市議会議員及び和泉市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正するもので、第4条では、選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価につきまして、541円31銭を、586円88銭に改めるものでございます。

最後に、議案書48ページの附則でございますが、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

次に、経過措置といたしまして、改正後の条例は、施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例によるものでございます。

以上、誠に簡単ですが、議案第49号の説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審査の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○埴田英伸委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第49号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。



◎議案第61号 令和7年度和泉市一般会計補正予算（第3号）＜総務企画所管分＞

○埴田英伸委員長 議事第6、議案第61号 令和7年度和泉市一般会計補正予算（第3号）の本委員会所管部分を議題といたします。

議案の説明をお願いします。

米田危機管理課長。

○米田尚礼危機管理部危機管理課長 危機管理課長の米田です。

議案第61号 令和7年度和泉市一般会計補正予算（第3号）のうち、危機管理課所管分につきまして御説明いたします。

補足資料をお願いいたします。

補正一覧表の1段目、第2款総務費、（仮称）防災備蓄倉庫整備事業につきまして、補正理由を御説明いたします。

旧消防本部跡地に、（仮称）防災備蓄倉庫新築整備を行うに当たり、旧消防本部の除却工事設計業務において、法令等に基づきアスベスト含有の有無について調査を行ったところ、外壁及び内壁等の一部にアスベストが含有されていることを確認いたしました。このため、旧消防本部の除却工事を進めるに当たり、アスベストを除去する必要があるため、令和7年度1,400万円、令和8年度までの債務負担行為として2,100万円、合計3,500万円の補正予算額を計上し事業を実施するものです。

以上、誠に簡単ではございますが、危機管理課所管分の補正予算の説明となります。

○埴田英伸委員長 城戸市民税担当課長。

○城戸広幸総務部税務室市民税担当課長 市民税担当課長の城戸です。

同じく、議案第61号 令和7年度和泉市一般会計補正予算（第3号）のうち、税務室所管分について御説明いたします。

補足資料を御覧ください。

補正一覧表の2段目、第2款総務費、定額減税調整給付事業につきまして、補正理由を御説明いたします。

本件は、令和5年11月2日付にて閣議決定されたデフレ完全脱却のための総合経済対策に基づき実施された定額減税を補完する給付金で、令和6年度当初調整給付と合わせて2か年にわたって行う経済対策事業です。

令和7年度定額減税不足額給付の支給実施に当たり、国からの通知により対象者が増加したため、給付費等の補正を行うものです。

2 ページをお願いいたします。

(1) 補正の理由でございますが、令和7年3月12日及び令和7年5月16日付の2回にわたる国からの通知により、計4点について新たな支給対象者として拡充されたことによるものです。

次に、(2) 補正の金額でございますが、歳出におきまして、支給対象者の増加により、給付金3億1,000万円ほか事務経費と合わせて、合計3億2,870万円を追加補正するものです。

また、給付金及び事務経費は国費により全額補填されることから、歳入におきまして、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について、歳出と同額の3億2,870万円を追加補正するものです。

なお、参考としまして、給付金の当初予算積算と実施見込み比較として、件数と金額を表にまとめており、表の区分中の①から④が今回の補正分で、それぞれ上記(1)補正の理由の番号と対応しており、合計いたしますと9,000件で3億1,000万円の増となるものです。

3 ページをお願いいたします。

最後に、(3) スケジュールでございますが、補正対応に伴うスケジュールの大きな変更はなく、対象者と見込まれる者に対して、順次、個別通知をお送りしております。

申請期限は、10月31日までとしており、12月中旬までに支給を終了する予定です。

また、下段には制度概要として、昨年度の定額減税及び当初調整給付事業、今年度の不足額給付事業の概要と事例を記載していますので、御参照賜りますようお願いいたします。

以上、誠に簡単ではございますが、税務室所管分の補正予算の説明とさせていただきます。

○埤田英伸委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第61号の本委員会所管分を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第61号の本委員会所管分は原案のとおり可決されました。



◎閉会宣告

○埤田英伸委員長 以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、私に一任願いたいと思います。

以上で、総務企画委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

(午前10時32分閉会)



会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

委員長 埤 田 英 伸